

○ 法 務 省  
国土交通省 告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月十八日

法務大臣 河合 克行  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であつて、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	令和二年三月三十一日